

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）	8

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第23号）

令和3年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部

(7) 企画県民部知事公室を同部知事室に再編し、同室に秘書課及び芸術文化課を設置するとともに、同部政策調整局に広報戦略課及び広聴課を設置する。

(4) 企画県民部管理局私学教育課を同局教育課に再編し、同局大学課を廃止するとともに、同局教育課に大学室を設置する。

(7) 企画県民部専門職大学準備室及び同室専門職大学準備課を廃止する。

(2) 企画県民部科学情報局情報企画課を同局情報政策課及びデジタル改革課に、同局情報企画課システム管理室を同局システム企画課に再編する。

(4) 企画県民部防災企画局復興支援課を廃止し、同局に防災支援課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

イ 産業労働部

(7) 産業労働部に国際局を設置し、同部国際交流課及び国際経済課を同局国際交流課及び国際経済課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

(2) 地方機関の組織改正

ア 尼崎こども家庭センター及び加東こども家庭センターを設置するとともに、中央こども家庭センター加東分室を廃止する。

イ 県民局又は県民センターの室又は事務所に置く課の再編その他規定の整備を行う。

(3) 職制の改正

ア 本庁の組織の長として設置する職に知事室長を追加するとともに、知事公室長及び専門職大学準備室長を廃止する。

イ 本庁の組織に設置することがある職に情報戦略監、部参事（情報政策担当）、情報専門官、デジタル業務専門官等を追加するとともに、広報官を広報アドバイザーに再編する。

ウ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職のうち、大丹波連携参事をたんば暮らし参事に再編する。

エ 地方機関の組織の長として設置することがある職から分室長を廃止する。

オ その他規定の整備を行う。

(4) 臨時に置く組織及び職の改正

デジタル改革課及びシステム企画課の設置期限を令和7年3月31日までとする等組織及び職の設置期限を定める。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正

企業庁の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

●**県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第24号）

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正により、特定非営利活動法人が行う届出等における添付書類の見直しが行われること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

行政組織規則等の一部を改正する規則

（行政組織規則の一部改正）

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第10節 広域防災センター（第116条—第117条の4）
- 第11節から第13節まで 削除
- 第14節 県立健康科学研究所（第127条—第128条の3）
- 第15節 保健所（第129条—第131条の3）
- 第15節の2 児童相談所（第131条の4—第131条の7）
- 第15節の3 女性家庭センター（第131条の8—第131条の10）
- 第15節の4 削除
- 第15節の5 県立明石学園（第131条の15—第131条の17）」

を

- 「第10節 広域防災センター（第116条—第126条）
- 第11節 県立健康科学研究所（第127条—第130条）
- 第12節 保健所（第131条・第131条の2）
- 第13節 児童相談所（第131条の3—第131条の7）
- 第14節 女性家庭センター（第131条の8—第131条の14）
- 第15節 県立明石学園（第131条の15—第131条の17）」

に改める。

第5条の2第1項中「知事公室、」を削り、「、専門職大学準備室」を「、知事室」に改め、同項の表知事公室の款を削り、同表政策調整局の款に次のように加える。

広報戦略課	広報戦略班 報道班 地域広報班
広聴課	広聴相談班

第5条の2第1項の表企画財政局の款新行政課の項中「運営班」を「企画班 運営班」に改め、同表管理局の款私学教育課の項中「私学教育課」を「教育課」に改め、同表大学課の項を削り、同表専門職大学準備室の款を次のように改める。

知事室	秘書課	秘書班 総務班
	芸術文化課	企画運営班 事業調整班

第5条の2第1項の表科学情報局の款情報企画課の項を次のように改める。

情報政策課	情報政策班
-------	-------

第5条の2第1項の表科学情報局の款に次のように加える。

デジタル改革課	デジタル改革推進班
システム企画課	システム企画班

第5条の2第1項の表防災企画局の款復興支援課の項中「復興支援課」を「防災支援課」に、「復興調整班」を「防災支援班」に改め、同条第2項の表秘書課の款を削り、同表情報企画課の款を次のように改める。

教育課	大学室	大学振興班 連携教育推進班
-----	-----	---------------

第5条の2第2項の表教育課の款の次に次のように加える。

秘書課	儀典室	儀典班
-----	-----	-----

第5条の2第2項の表地域創生局の款兵庫津ミュージアム整備室の項中「企画整備班」を「企画整備班展示班」に改める。

第2章第1節第2款から第7款までの款名を削る。

第5条の2の次に次の款名を付する。

第2款 政策調整局

第15条の2を削り、第15条の3を第15条の2とし、第16条を第15条の3とする。

第5条の3を第15条の4とし、第5条の4を第6条の3とし、第5条の5を第6条の4とし、第5条の6を第15条の5とする。

第6条の4の次に次の款名を付する。

第3款 企画財政局

第11条の次に次の款名を付する。

第4款 管理局

第15条の見出し中「私学教育課」を「教育課」に改め、同条中「私学教育課においては」を「教育課においては、次項に定める事務のほか」に改め、同条第4号中「前3号」の右に「及び次項各号」を加え、「大学課、専門職大学準備課及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 大学室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 兵庫県公立大学法人に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大学に関すること。
- (3) 公立大学法人評価委員会に関すること。

第15条の次に次の款名を付する。

第5款 新庁舎整備室

第15条の3の次に次の款名を付する。

第6款 知事室

第16条の2を削り、第2章第1節第8款中第16条の3を第16条とし、第16条の4を第16条の2とする。

第2章第1節第8款を同節第7款とする。

第16条の5第1項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (9) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行に関すること。

第16条の5第3項中「兵庫津ミュージアムの整備」を「県立兵庫津ミュージアム」に改め、第2章第1節第9款中同条を第16条の3とする。

第2章第1節第9款を同節第8款とする。

第2章第1節第10款中第16条の6を第16条の4とする。

第16条の7の見出し及び同条第1項中「情報企画課」を「情報政策課」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) デジタル社会の形成に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 情報通信技術の活用に関する施策の企画及び総合調整に関すること（デジタル改革課の所掌に属するものを除く。）。)
- (3) 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく官民データの活用に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第16条の7第2項を削り、同条を第16条の5とし、第2章第1節第10款中同条の次に次の2条を加える。
（デジタル改革課の事務）

第16条の6 デジタル改革課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県の行政手続における情報通信技術の活用に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 情報通信技術の活用による県の行政事務の合理化に関すること。
 - (3) 市町の行政事務における情報通信技術の活用に関する支援に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、行政手続及び行政事務における情報通信技術の活用に関すること。
- （システム企画課の事務）

第16条の7 システム企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県の情報システムの整備に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 県の機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
- (3) 高度情報通信ネットワークの整備に関する企画及び推進に関すること。

第2章第1節第10款を同節第9款とし、同節第11款を同節第10款とする。

第16条の11第7号中「（就労支援に関するものを除く。）」を削る。

第2章第1節第12款を同節第11款とする。

第17条第1項第3号中「防災会議、」を削り、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「防災会議」の右に「及び国民保護協議会」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく武力攻撃事態時における職員の派遣の要請等及び国民の保護に関する計画に関すること。

第18条（見出しを含む。）中「復興支援課」を「防災支援課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承及び県民の防災意識の向上に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第18条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、同条第11号中「震災復興」を「県民が行う防災の取組の推進及び被災者の生活支援」に改め、同号を同条第7号とする。

第2章第1節第13款を同節第12款とする。

第19条第3号中「（平成16年法律第112号）」を削り、「こと」の右に「（防災企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第1節第14款を同節第13款とする。

第21条第1項の表少子高齢局の款高齢政策課の項中「介護基盤整備班 介護人材対策班」に改める。

第33条中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第38条第1項の表政策労働局の款労政福祉課の項中「労使団体班 勤労者福祉班」を「労使団体班」に改め、同表産業振興局の款の次に次のように加える。

国際局	国際交流課	地域国際化班 交流企画班
	国際経済課	経済交流班

第38条第2項を削り、同条第3項の表労政福祉課の項中「雇用就労班 就業支援班」を「雇用推進班 雇用就労班」に改め、同項を同条第2項とする。

第40条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第44条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

「第4款 国際交流課及び国際経済課」を「第4款 国際局」に改める。

第47条第1項の表農政企画局の款農業経営課の項中「集落農業活性化班 就農支援班」を「集落農業活性化班」に改める。

第54条第18号中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改める。

第57条第1項の表住宅建築局の款住宅管理課の項中「借上住宅対策班」を「訟務班」に改める。

第65条の2中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「以下」を「第65条の5第18号において」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とする。

第65条の5中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第70条第1項中「知事公室、」を削り、「専門職大学準備室」を「知事室」に改める。

第71条の表私立学校審議会の項中「企画県民部管理局私学教育課」を「企画県民部管理局教育課」に改め、同表公立大学法人評価委員会の項中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に、「企画県民部管理局大学課」を「企画県民部管理局教育課大学室」に改め、同表国民保護協議会の項中「企画県民部災害対策局災害対策課」を「企画県民部防災企画局防災企画課」に改める。

第75条第1項の表丹波県民局の款中「地域振興課」を「産業振興課」に改める。

第83条の表神戸県税事務所の項中「収税第1課 収税第2課」を「収税課」に改める。

第87条の16第1項の表豊岡土木事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防課 竹野道路課」に改め、同表新温泉土木事務所の項中「用地課 浜坂道路用地対策課」を「用地課」に改める。

第87条の19中「5課」を「6課」に、

「業務管理課」

を

「工事業務課

業務管理課」

に改める。

「第11節から第13節まで 削除」を削る。

第4章第14節から第15節の2までの節名を削る。

第131条の2及び第131条の3を削り、第131条を第131条の2とし、同条の次に次の節名を付する。

第13節 児童相談所

第130条を第131条とし、第129条を削り、第128条の3を第130条とし、同条の次に次の節名を付する。

第12節 保健所

第128条の2を第129条とし、第127条の前に次の款名を付する。

第11節 県立健康科学研究所

第131条の4の表中央子ども家庭センターの項中「洲本市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市」を「加古川市 高砂市 洲本市」に、「淡路市 加東市 多可郡」を「淡路市」に改め、同項の次に次のように加える。

尼崎子ども家庭センター	尼崎市	尼崎市
-------------	-----	-----

第131条の4の表西宮子ども家庭センターの項中「尼崎市 西宮市」を「西宮市」に改め、同表川西子ども家庭センターの項の次に次のように加える。

加東子ども家庭センター	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
-------------	-----	-------------------------

第4章第13節中第131条の4を第131条の3とし、第131条の5を第131条の4とし、第131条の6の表中央子ども家庭センターの項の次に次のように加える。

尼崎子ども家庭センター	総務課 家庭支援課 育成支援課
-------------	-----------------

第131条の6の表西宮子ども家庭センターの項中「家庭支援第1課 家庭支援第2課」を「家庭支援課」に改め、同表川西子ども家庭センターの項の次に次のように加える。

加東子ども家庭センター	総務課 家庭支援課 育成支援課
-------------	-----------------

第131条の6を第131条の5とし、第131条の7を削り、第4章第13節に次のように加える。

第131条の6及び第131条の7 削除

第4章第15節の3を同章第14節とする。

「第15節の4 削除」を削る。

第4章第15節の5を同章第15節とする。

第377条の表知事公室長の項を削り、同表専門職大学準備室長の項を次のように改める。

知事室長	知事室	知事室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----	--------------------------

第378条の表広報官の項中「広報官」を「広報アドバイザー」に、「助言し、又は担任する」を「助言する」に改め、同表政策創生部長の項中「企画県民部ビジョン局」を「企画県民部知事室、ビジョン局」に改め、同表県参事（但馬専門職大学担当）の項を削り、同表計画監の項の次に次のように加える。

情報戦略監	企画県民部	デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関する事務について助言し、又は担任する。
-------	-------	---

第378条の表国際監の項を削り、同表広報戦略室長の項中「広報戦略室長」を「広報プロデューサー」に、「知事公室」を「政策調整局」に改め、同表建設参事の項の次に次のように加える。

部参事(情報政策担当)	企画県民部	高度情報通信ネットワークの活用及び情報セキュリティの確保に関する事務を担当する。
-------------	-------	--

第378条の表室参事（感染症対策支援担当）の項の次に次のように加える。

環境農業参事	農政環境部	環境創造型農業に関する施策の推進に関する事務を担当する。
--------	-------	------------------------------

第378条の表メディアディレクターの項中「知事公室」を「政策調整局」に改め、同表編集・デザインディレクターの項中「編集・デザインディレクター」を「デザインディレクター」に、「知事公室」を「政策調整局」に改め、「企画及び」を削り、同表水道企画参事の項及び環境農業参事の項を削り、同表企画専門員の項中「私学教育課」を「教育課」に改め、同項の次に次のように加える。

情報専門官	情報政策課	デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関する特定課題に関する事務を処理する。
デジタル業務専門官	デジタル改革課	行政手続及び行政事務における情報通信技術の活用に関する特定課題に関する事務を処理する。

第378条の表主任渉外専門員又は渉外専門員の項の次に次のように加える。

主任農政専門員又は農政専門員	農政環境部の課	農林水産業の振興に関する事務を処理する。
----------------	---------	----------------------

第378条の表主任畜産専門員又は畜産専門員の項を削る。

第384条の表大丹波連携参事の項中「大丹波連携参事」を「たんば暮らし参事」に改め、同表福祉室長の項の次に次のように加える。

主任健康福祉専門員及び健康福祉専門員	健康福祉事務所	地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------------	---------	---

第384条の表主任衛生検査専門員又は衛生検査専門員の項を削り、同表主任農政推進専門員又は農政推進専門員の項中「主任農政推進専門員又は農政推進専門員」を「主任農政専門員又は農政専門員」に、「農業」を「農林水産業」に改め、「その他の担当事務」を削る。

第386条第1項中「中央こども家庭センター」の右に「、尼崎こども家庭センター」を、「川西こども家庭センター」の右に「、加東こども家庭センター」を加え、同条第3項の表分室長の項を削る。

第387条第1項の表所長補佐の項の次に次のように加える。

船長	県立農林水産技術総合センターの水産技術センター	船舶の運航に関する業務その他担当業務を管理し、又は処理する。
主任健康管理専門員又は健康管理専門員	職員健康管理センター又は県立障害者高等技術専門学院	健康管理に関する事務その他の担当事務を処理する。

第387条第1項の表船長の項を削り、同表主任精神保健福祉専門員又は精神保健福祉専門員の項の次に次のように加える。

主任食肉検査専門員又は食肉検査専門員	食肉衛生検査センター	食肉の検査に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------------	------------	---------------------------

第387条第1項の表中

「

健康管理専門員	県立障害者高等技術専門学院	健康管理に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	---------------	--------------------------

」

を

「

専門研究員	県立農林水産技術総合センター	試験研究に関する業務のうち、困難の度が高い業務を処理する。
主任農政専門員又は農政専門員	県立農林水産技術総合センター、家畜保健衛生所、県立森林大学校又は森林動物研究センター	農林水産業の振興に関する事務を処理する。

」

に改め、同表主任畜産専門員又は畜産専門員の項を削る。

附則第2条第1項の表ワクチン対策課の項の次に次のように加える。

デジタル改革課	令和7年3月31日
システム企画課	令和7年3月31日
防災支援課	令和6年3月31日

附則第2条第1項の表専門職大学準備室の項から総合治水課武庫川総合治水室の項までを削り、同条第2項の表室参事（感染症対策支援担当）の項の次に次のように加える。

県土安全参事	県土整備部	令和6年3月31日
参事（特定プロジェクト担当）	公園緑地課	令和6年3月31日

附則第2条第2項の表県参事（但馬専門職大学担当）の項から参事（特定プロジェクト担当）の項までを削る。

附則第3条第1項中「知事公室、」を「知事室、」に、「知事公室等」を「知事室等」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「の長」の右に「、浄水場長」を加える。

- (1) 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）第1条第3号
- (2) 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）第1条第3号

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中行政組織規則第33条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（公有財産規則の一部改正）

2 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「知事公室長、」を削り、「専門職大学準備室長」を「知事室長」に改め、「並びに同規則第378条に規定する国際監」を削る。

（公文書管理規則の一部改正）

3 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「知事公室、」を削り、「専門職大学準備室」を「知事室」に改める。



県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第24号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「並びに同条第3項の認証に関する書類の写し」を削り、「部数」を「提出部数」に改める。

第8条第2項中「及び第3項」を「の登記事項証明書」に、「部数」を「提出部数」に改める。

様式第3号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電話（ ） — 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話（ ） —
電子メール

に、「特定非営利活動促進法」を「特定非営利活動法人の【設立/合併】の登記を完了したので、特定非営利活動促進法」に改め、「、【設立/合併】の登記を完了しましたので」を削り、同様式注2を次のように改める。

2 特定非営利活動促進法第13条第2項（同法第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書及びその写し1通並びに同法第14条（同法第39条第2項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及びその副本1通を添付してください。

様式第4号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電話（ ） — 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話（ ） —

電子メール.....」

に、「特定非営利活動促進法第23条第1項」を「次のとおり役員の変更等をしたので、特定非営利活動促進法第23条第1項」に改め、「、次のとおり役員の変更等をしましたので」を削り、同様式注1中「で補欠のため」を「であって、補欠として就任したとき」に改め、同様式注4中「の変更後」を「に規定する変更後」に、「2通」を「及びその副本1通」に、「1通」を「当該役員名簿」に改める。

様式第6号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電話(.....).....番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話(.....).....
電子メール.....」

に、「特定非営利活動促進法第25条第6項」を「次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項」に改め、「、次のとおり定款を変更しましたので」を削り、同様式注2を次のように改める。

2 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第6項に規定する当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本並びに変更後の定款及びその副本1通（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。）が届け出る場合には、当該社員総会の議事録の謄本及び当該変更後の定款）を添付してください。

様式第7号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電話(.....).....番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話(.....).....
電子メール.....」

に、「特定非営利活動促進法第25条第7項」を「特定非営利活動法人の定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項」に改め、「、定款の変更の登記を完了しましたので」を削り、同様式注を次のように改める。

注 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。）が提出する場合を除き、当該登記事項証明書の写し1通を添付してください。

様式第9号中

「氏名

.....」

を

「氏名

.....
電話(.....).....
電子メール.....」

に、「特定非営利活動促進法第31条第4項」を「次のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項

{ 第1号
第2号
第4号
第6号 }

に掲げる事由により解散したので、同条第4項 に改め、「、次のとおり同条第1項」

{ 第1号 }
 { 第2号 }
 { 第4号 }
 { 第6号 }

に掲げる事由により解散しましたので を削り、同様式注2中「第28条第2項の」を

「第28条第2項に規定する」に改める。

様式第10号中

「氏名

.....」

を

「氏名

.....

電話 () -

電子メール

に、「特定非営利活動促進法」を「次のとおり特定非営利活動法人の清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法」に改め、「次のとおり特定非営利活動法人の清算中に清算人が就任しましたので」を削り、同様式注中「第29条第2項の」を「第29条第2項に規定する」に改める。

様式第12号中

「氏名

.....」

を

「氏名

.....

電話 () -

電子メール

に、「特定非営利活動促進法」を「特定非営利活動法人 の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法」に改め、「特定非営利活動法人 の解散に係る清算が終了しましたので」を削り、同様式注中「第31条第2項の」を「第31条第2項に規定する」に改める。

様式第17号中

「名称及び代表者の氏名

.....

電 話 () - 番

その他の事務所の所在地

.....

電 話 () - 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....

電話 () -

電子メール

その他の事務所の所在地

.....

電話 () -

電子メール

に改める。

様式第18号中

「名称及び代表者の氏名

.....

電 話 () - 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話() —

電子メール.....」

に、「特定非営利活動促進法」を「次のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法」に改め、「次のとおり代表者を変更しましたので、」を削る。

様式第19号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電 話 () — 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話() —

電子メール.....」

に、「旨及び」を「旨並びに」に改め、同様式注2中「は、2通を提出して」を「の副本1通を添付して」に改める。

様式第20号中

「名称及び代表者の氏名

.....
電 話 () — 番」

を

「名称及び代表者の氏名

.....
電話() —

電子メール.....」

に改め、同様式注3中「の助成」を「に規定する助成」に、「は、2通を提出して」を「の副本1通を添付して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第17号から様式第20号までの規定による届出書及び提出書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第17号から様式第20号までの規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。